

# 諸外国の公的扶助制度の比較①

資料 4

各国の制度	フランス 参入最低所得(RMI)	ドイツ 社会扶助	スウェーデン 社会扶助	イギリス 所得補助(IS)	日本 生活保護
対象者	25歳～64歳	生活に困窮する者 (年齢制限なし)	18歳～64歳	16歳～59歳	生活に困窮する者 (年齢制限なし)
給付内容	・生活費は現金給付 ※住宅・医療・介護は他の制度で対応	・生活費、住宅費は現金給付 ・医療・介護は必要なサービスを提供	・生活費、住宅費は現金給付 ※医療・介護は他の制度で対応	・生活費は現金給付 ※住宅・医療・介護は他の制度で対応	・生活費、住宅費は現金給付 ・医療・介護は必要なサービスを提供
機関	所管:労働・社会関係・家族・連帯・都市省 給付:家族手当金庫	所管:連邦労働・社会省 給付:州、郡・市	所管:社会省 給付:コミューン(市)	所管:雇用年金省 給付:ジョブセンタープラス(国の機関)	所管:厚生労働省 給付:都道府県、市等
財源	全額県負担	連邦政府:6% 州:15.5% 郡・市:78.5% ※2008年実績	全額コミューン(市)負担	全額国庫負担	国:3/4負担 都道府県、市等:1/4負担
基準設定	全国統一基準 ※政府が基準改定 ※地域差なし	・連邦政府は全国標準を示す ・州・市は独自の基準を設定 ※法令に規定	・食費、衣料費等相当は、全国統一基準 ※政府が基準改定 ※地域差なし ・住宅費、電気代等相当は、各コミューンが設定 ※社会庁がガイドラインを示す	全国統一基準 ※法令に規定 ※地域差なし	全国統一基準 ※政府が基準改定 ※級地を通じて地域差を反映

## 諸外国の公的扶助制度の比較②

各国の制度	フランス 参入最低所得(RMI)	ドイツ 社会扶助	スウェーデン 社会扶助	イギリス 所得補助(IS)	日本 生活保護
所得調査	有	有	有	有	有
資産調査	無	有	有	有	有
扶養義務の範囲	配偶者間及び未成年の子に対する親	配偶者間、親子間及びその他の家計を同一にする同居者(注3)	配偶者間及び未成年の子に対する親	配偶者間及び未成年の子に対する親	配偶者間、親子間、兄弟姉妹間及びその他の3親等内の親族
資産の保有限度	資産の保有状況は問わない。 ※資産を活用して収入を得ている場合は収入認定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家具備品や居住用の土地・家屋等は保有可(処分価値が著しく大きい場合は売却)</li> <li>・一定程度の現金(原則1600ユーロ(約21万円))は保有可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家具備品や居住用の土地・家屋等は保有可(処分価値が著しく大きい場合は売却)</li> <li>・貯蓄については、原則収入認定 ※高齢者、子どもについて一部保有可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯の合計資産が16,000ポンド(約234万円)以下 ※6000ポンド(約88万円)を超える場合は超過分250ポンドにつき1ポンド給付額を減額。</li> <li>・資産と見なされるのは、預貯金、配偶者及び子の資産、土地・家屋(居住用は除く)、給与収入等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家具備品や居住用の土地・家屋等は、保有可(処分価値が著しく大きい場合は売却)</li> <li>・貯蓄については、原則収入認定(保護の要否判定に当たっては、最低生活費の一月分まで保有可(注4))</li> </ul>

(資料出所)野村総合研究所「諸外国における公的扶助制度等の調査研究報告書」(平成20年度厚生労働省社会・援護局委託研究)

UFJ総合研究所「我が国の生活保護制度の諸問題にかかる主要各国の公的扶助制度の比較に関する調査報告書」(平成15年度厚生労働省社会・援護局委託研究)

(注1) フランスにおいては、2009年6月より「参入最低所得(RMI)」がひとり親手当(API)などとともに「積極的連帯所得(RSA)」に統合された。

(注2) 1ユーロ=131円、1ポンド=146円として換算。(内閣府「月例経済報告(平成22年1月)」記載の平成21年12月の為替レートを参照した)

(注3) 高齢者、障害者に対する扶養義務は、年10万ユーロ(約1,310万円)を超える収入がある親又は子

(注4) 生活保護が必要と判定された世帯の開始月における支給額の算定に当たっては、最低生活費の半月分までの貯蓄は収入とみなさない取扱いとなっている。

# <参考> 諸外国の低所得者政策の比較(模式図)

	フランス	ドイツ	スウェーデン	イギリス	日本
(短期) 失業者	失業保険	失業保険 (失業給付)	失業保険	失業保険 ( [ 拋出制 求職者給付 ] )	失業保険
(長期・若年) 失業者	失業扶助 (連帯制度)	失業扶助 (失業給付Ⅱ)	社会扶助	失業扶助 ( [ 所得調査制 求職者給付 ] )	生活保護
低収入の方	参入最低所得 (RMI)	社会扶助		所得補助 (IS)	
高齢者等	老齡年金  高齢者ミニマム	老齡年金	老齡年金 ( [ 所得比例年金 ・保証年金 ] )	老齡年金  年金クレジット	老齡年金

(注1) あくまで模式図であり、捨象されている各種手当(住宅やひとり親に対する手当など)や保険制度があることに留意する必要がある。

(注2) フランスにおいては、2009年6月より「参入最低所得(RMI)」がひとり親手当(API)などとともに「積極的連帯所得(RSA)」に統合された。<sup>3</sup>